平成２３年（フ）第６１６号
新潟市北区早通北５丁目１番30―55号
債務者　高野　正美
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７０２０号
大阪府豊中市庄内栄町４丁目15番17号
債務者　山吹喜世隆
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６１６号
大阪府八尾市八尾木東３丁目121番地
債務者　八里　孝一
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９２０号
大阪府豊中市小曽根５丁目８番29号、住民票上の住所兵庫県川西市平野１丁目24番５号
債務者　田中　範子
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８０７３号
大阪府吹田市竹見台１丁目１番Ｃ27―1113号
債務者　浅井　一馬
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８１２３号
大阪府門真市常盤町25番27号
債務者　谷川　　満
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８１３２号
大阪市東淀川区井高野３丁目11番20―1107号、前住所大阪市東淀川区井高野１丁目33番40号
債務者　井上　昌之
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８３１８号
大阪府八尾市太子堂１丁目４番29号、前住所大阪府八尾市南植松町５丁目273番地
債務者　愛甲　順子
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８３３５号
大阪府東大阪市岸田堂西２丁目11番１号　パークアベニュー103号
債務者　田中　秋洋
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８３６１号
大阪市旭区中宮５丁目６番12―102号
債務者　谷中　　正
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８３６２号
大阪府豊中市新千里西町２―７―２ケアハウス豊寿荘、住民票上の住所大阪府豊中市東豊中町６丁目11番７―406号
債務者　篠崎　数江
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８３７２号
大阪府交野市梅が枝31番304号
債務者　中村　清人
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８４１５号
大阪市旭区高殿４丁目22番16号　アップル303号
債務者　石井　義弘
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８４２３号
大阪府東大阪市西堤本通西３丁目８番43号　第５大原マンション208号
債務者　前田真祐美
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８４２４号
大阪府八尾市南本町５丁目６番40―111号
債務者　神谷　尚至
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８４２８号
大阪市東淀川区豊新５丁目７番２号　メゾン豊新301号
債務者　鈴木佐津喜
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８４３１号
大阪府守口市八雲中町１丁目25番８－１Ａ号
債務者　三木　吉昭
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部